

平成23年度

福島町議会基本条例に関する諮問会議

会 議 録

平成23年11月12日

福 島 町 議 会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意
しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校より
できなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び
申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読い
ただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

平成23年度

第3回福島町議会基本条例に関する諮問会議

平成23年11月12日（土曜日）

◎諮問会議委員（5名）

諮問会議会長	今 河 敏 行	諮問会議委員	金 澤 富士子
諮問会議委員	要 田 東	諮問会議委員	吉 田 善 男
諮問会議委員	神 原 勝	（北海学園大学教授）	

◎出席議員（3名）

議 長	溝 部 幸 基	副 議 長	平 野 隆 雄
議会運営委員長	佐 藤 卓 也		

◎欠席委員（0名）

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	石 堂 一 志	議会グループ総括主査	前 田 勝 広
議会グループ主事	澤 田 元 気		

○**諮問会議会長（今河敏行）** 諮問会議の皆さん並びに議員の皆様本当にご苦勞様でございます。

諮問会議の役も今日で終わるということで、ここまでよくたどり着いたなという実感でございます。本年最後ですので、よろしく願いいたします。

まず、溝部議長よりごあいさつお願いいたします。

○**議長（溝部幸基）** 改めましてこんにちは。

大変お忙しい中をご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

9月1日から新しい体制になりまして、その後先般10月1日に諮問会議を開催させていただきました。任期が変わる状況の中で、基本条例の見直しをすることになっていきますので、今日はその部分を含めて最終的な答申にまとめていただきたいと思います。

9月1日から体制が変わりまして、9月、10月の状況が大変議会の方も忙しく、特に常任委員会の活動回数等を見ますと、もうそろそろ各議員も疲れてくるのではないかとというぐらい毎日のように会議を開催する状況でございます。

皆さんご承知と思いますが、11月4日、7日で今までの議会報告会を変えて、町民と議員の懇談会という形で初めて2日間4会場で懇談会を開催いたしました。予想どおり参加者は少なかったんですが、吉野地区と日向地区で7名、月崎1地区が5名、豊浜地区が4名ということの内容でした。当初の予定どおり人数が少ない状態で、車座でやりましょうということの中では予想どおりでしたし、また、今まで議会報告会のような形に参加されない方の顔も多くありましたので、私は一定の成果があったのではないかと思います。この後、来年2月にもう一度2日間4会場で今回のような形をやりまして、それらの検証を含めて来年度以降も同じような形で進めていきたいと思っています。懇談会の内容は、従来の定例会ごとに発行しています議会だよりを中心に議会の方からお

話をさせていただいて、そして議会からの話の時間は少なくして、出来るだけ住民の皆さんの方から話を聞く形を取ろうという今回の試みでございます。そういった意味で、参加をした住民の皆さんのお話も参考にしていきたいながら、しっかりと議会活動を続けていきたいと思っております。

議会の方は新しい体制の部分で基本条例の見直しもしていますが、平成22年度決算の対応もありまして、それを受けて行政の事務事業評価も先般各議員の評価、そして各常任委員会ごとの評価をまとめて議会全体としての評価を町長部局の方に提出をさせていただきました。今、3年間の試行の2年目でして、来年は試行の最終年度になるわけですが、その部分については本格実施に向けて前段で検討するべきものは検討をしてほしい旨のお話もしながら、先般提言をした状況でございます。

この後、町の方では新年度から機構再編の予定をしております。5年から6年前に今のグループ制の体制に変えまして、その部分の反省も含めて新年度に新しい機構の形の中で対応することで検討を進めている状況でございます。

先般、総務教育常任委員会の中で初めて町側の考え方が示されまして、ご存知のように大変厳しい状況です。これは財政的にもそうですが、過疎化が進む状況の中で定数管理そのものも基本的には退職者を不補充する形で進めているわけですが、特に議会に対する状況としては、福島町のような5千人から1万人規模の類団の議会事務局の体制は2名が大体普通の状況でございます。うちは3名の正職員と会議録の翻訳を含めて対応する臨時職員という形なものですから、全国の平均から見ますと多い議会事務局の体制でありまして、その部分も指摘事項になりました。多分町の方の考え方としては最低でも正職員を1名減じてほしいという形のまとめになるのではないかと思います。そのこともまた懸念材料です。私自身も直接常任委員会の中で町長に対して質疑を何回か交わしまして、町長自身の議会の役割の位置づけ等についても質疑が返ってきたんですが、明解な部分があ

りませんでしたけれども、今ここに至る経緯、国の流れを含めた地方分権改革から地域主権という状況の中で、小さい町と言えども大変厳しい背景がある中で、議会対応を支える事務局のあり方について、私自身の考え方も示してお話をさせていただきました。最終的には町長の方もその部分については後ほどということの中でやりましたけれども、その辺も諮問委員の皆さんにはこの議論が終わった後にでも、また皆さんの方からそれについての意見を聞かせていただければと思っています。なかなか対住民という部分では議会議員の活動そのものも見にくい、それを支える議会事務局の体制もなかなか住民の皆さんには見えにくい部分だと思います。そういった部分では行政の方と一律に考えて、人口減少の中では減らすべきだという短絡的な意見も出やすい環境にありますので、その辺も含めて皆さんの意見を聞きながらご協力をいただければとお願いをしながら、少し長くなりましたが開会にあたってのあいさつとさせていただきます。

今日は一つよろしく願いいたします。

○諮問会議会長（今河敏行） ありがとうございます。

それでは、次第に従い会議を進めたいと思います。

資料の2ページ、1の確認事項。これは前回の会議で出された意見内容の確認です。この後、資料の16ページの2の協議事項において、内容を精査しますので説明を省略したいと思います、よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○諮問会議会長（今河敏行） それでは、16ページの2の協議事項、（1）議会基本条例全体の検討のまとめを行います。

それでは、初めに3ページから14ページまでの検討シートにより、各①から⑤までの条文内容から委員意見がありますが、委員意見の確認をしていきます。

2番目に15ページの取り組み状況のまとめを整理していきたいと思います。

それでは、3ページの議会基本条例検討シートの第2章 議会議員の使命から確認したいと思います。

それでは、⑤委員の意見を読み上げたいと思います。

どこの議会も討議が活発になっていない。何を議論するのかをどこかの時点で明らかにし整理することが必要であり、そのため手法を検討すべきではないでしょうか。以上の内容になっております。

ご意見をお願いします。

溝部議長。

○議長（溝部幸基） これは意見として当然前体制の状況の中ではこういうことだったと思うんですが、前回の会議で指摘も受けまして、現時点で何回かやっている常任委員会の部分では少し流れを整理しようということで、基本的な流れを今お話するような形に整理をしました。それは、まず第1にテーマに沿って行政側に対する疑問をるところから始めまして、今まで疑問と意見討論を一緒にしていたんですが、それを整理してまずはテーマと資料についての疑問をする。その後に行行政側と委員間の意見交換をする形に変えました。それが終わった段階で行政側の説明員には下がっていただいて、休憩の中で論点・争点の整理と確認をして、それから再開をして今度は委員間で論点・争点に基づいて討議をして意見をまとめていく形に変えました。そういう形で総務教育常任委員会も経済福祉常任委員会も3回ぐらい委員会をやりまして、少しずつ委員の方も慣れてきていると思います。最終的な委員長の見解のまとめもそういう形で進めることによって、まとめやすくなったという状況でございます。

今回、11月1日に議会だよりを発行したんですが、表紙の裏側の2ページ目に「政策を提言する議会へ」ということで両常任委員会の調査項目を載せました。総務教育常任委員会については福島商業高等学校の存続の関係、それから定住促進対策と人材育成・人材確保対策ということの中で先ほど説明したような委員会の流れの中で、まと

めて提出しました。この内容について町民と議員の懇談会のときは、議会側からこの2点について今の話題ということで説明をした状況でございます。

○諮問会議会長（今河敏行） 石堂事務局長。

○議会事務局長（石堂一志） まだ、正式な結果は出ていませんが、前回の皆さんのご意見をお聞きして、既にやれるところからやっているということでございます。

○諮問会議会長（今河敏行） 神原委員。

○諮問会議委員（神原勝） 論点を整理するときは休憩にしてやるんですか。

○諮問会議会長（今河敏行） 溝部議長。

○議長（溝部幸基） 項目の整理だけ休憩でやります。

○諮問会議会長（今河敏行） 神原委員。

○諮問会議委員（神原勝） 項目の整理というのは文章にしているんですか。

○諮問会議会長（今河敏行） 溝部議長。

○議長（溝部幸基） 事務局の方で整理をして、決めた項目を委員長の方から確認をして、再開して討議に入る形にしていました。

○諮問会議会長（今河敏行） 石堂事務局長。

○議会事務局長（石堂一志） 現実的には文章みたいに長くならないです。なるべく短いポイントだけで整理しています。ただ、最終的な委員会報告は12月会議が初めてになります。

○諮問会議会長（今河敏行） 溝部議長。

○議長（溝部幸基） 報告書の中には論点・争点とはっきり書いて、その項目を箇条書きで書くようにしております。

○諮問会議会長（今河敏行） 委員の意見として、討議が活発になっていないということと、それから手法を検討と。活発になっていない理由は、手法を直せば活発になるんですか。活発な論点・争点が出るんだけど、でもそれが結果的に手法の悪さで上手くいっていないという理由なのか。それとも論点・争点自体がそもそも出てこないというか、問題意識がないということなのか。その辺はどうなんでしょうか。

○諮問会議会長（今河敏行） 石堂事務局長。

○議会事務局長（石堂一志） 委員の意見については、④改善策等を全体的にまとめたのが⑤委員の意見になります。それで、質疑というのは何かの議案に対して議員さんが提案者の町側に対して質疑をする。それは討議ではなくて、あくまでも質疑であって、それは質疑もちろん活発な方が良いでしょうけれども、質疑は今の段階では分からないところだとか疑問なところをとりあえず質すだけと。そこが分かったら、次にはそれについて議論をする。それを活発にしていかなければ駄目だろうと。そこでは論点・争点をきちんと洗いだしてやらないと、討議が活発で色んな委員さんから問題点が沢山出てきても整理が出来ませんから、ある程度論点・争点を整理して、そのことについて議論を活発にしていくという意味です。今、委員長が言ったのは、そういうことでは活発になっていないと。何を議論するのかをどこかの時点で明らかに整理する。これは神原先生を含めて皆さんから指摘されたことです。だから、そのためにはどんな手法を検討すべきかということで、先に議長が申しあげましたように、とりあえず委員会で質疑は質疑と。これまではかなり議員さんの意見が入っていましたので、議員さんも質疑の段階を過ぎてしまって自分の意見をどんどん出して、そこで腹いっぱいになってしまうんです。ですから次の討議に進まなかったんですけども、今やっているのは質疑は質疑だけで終わって、次には討議の前に説明員と意見交換。今度は説明を受けるだけではなくて、きちんと対等に意見交換をやってくださいという時間設定をして、そして説明員には退席してもらって、それで休憩を取ってそこでそれぞれの色んな角度から出た委員さん方の質疑・意見交換の項目を整理する。それが論点・争点の整理です。その項目はある程度短く項目が出ますので、それで再開してその項目について委員さん同士で深く討議していってもらい方に変えている。やれるものはどんどんやっていくという考え方ですので、既に3回、4回ほど委員会でやっています。今のところは良い感触です。

○諮問会議会長（今河敏行） 神原委員。

○諮問会議委員（神原勝） 委員の意見のところで文章を補ったらどうかなと思ったのは、どこの議会も討議が活発になっていないという意味は委員長がおっしゃられたと思うんですが、ちょっと曖昧なので「質疑止まりで活発になっていない」ということではないかと思うんです。行政に対して質問だけしかしていないのではないかと。その次に議会として何を議論するのかと「議会として」とそこに入れたら良いのではないかと思うんです。

○諮問会議会長（今河敏行） よろしいですか。
（「よい」という声あり）

○諮問会議会長（今河敏行） それでは、第3条の通年議会の方に移ります。

②現状・課題で、町長の専決処分事項は条例で規定している4項目としている。これが追加されました。

吉田委員。

○諮問会議委員（吉田善男） 4項目というのは、町長の専決処分事項に関する条例があるが、これに基づいてやっているということでしょう。この中に議会の決議権に対するものというものは入っていないわけです。町長はこのことについてはきちんと専決事項としてやりなさいよという解釈でよろしいんですか。

○諮問会議会長（今河敏行） 溝部議長。

○議長（溝部幸基） そのとおりです。その4項目のことを言っているんです。

○諮問会議会長（今河敏行） それでは、第4条に移ります。

委員の意見としては特になしとございますが、何かございますか。

（「なし」という声あり）

○諮問会議会長（今河敏行） では、第5条に移ります。

第5条の議会の活動原則の委員の意見として、「議会と住民は双方向でのコミュニケーションが大事です。報告会は一方的になり、住民の参加的要素が薄くなるので、パイプを太くすることが大

事なのではないか」という委員の意見でございます。

吉田委員。

○諮問会議委員（吉田善男） 相当難しいと思うんですけど、僕が見る限り町民と接する機会が本当に無いような感じがします。例えばこういう条例の中に、議会議員の活動で活発にと書いているけど、結局どこと接触しているかというのは明らかかな点が出てこない。誰かと接触しているんだとは思いますが、それが例えば総務教育常任委員会、あるいは議会運営委員会の中でもこうやってやろうという討議はしているんです。だから、僕から見ると一体議会活動として町民との接触をしてパイプを太くすることはそういうことなんでしょうか、それは現実はどういう幅でやっているのか。議会議員の中で討議したことはあるんでしょうか。どうやったら町民に分かりやすくとか、実際の11人が団結した中でやった機会はあるんでしょうか。

○諮問会議会長（今河敏行） 石堂事務局長。

○議会事務局長（石堂一志） 第5条なんですが、意見の根っこが①条文内容を見ていただきますと分かりますように、アンダーラインを引いている部分で町民参加を推進する議会ということで、吉田委員が言ったような委員会活動もありますし、別には報告会と懇談会もあるんでしょうけれども、町民参加を推進する議会について意見を出しているということです。ですから、色んな分野で関連してくるんですけども、委員会活動の委員会として町民なり色んな団体組織と懇談を持ったり、それは現実的にはやっていることです。あとは回数が云々ということですけど、ここではその辺を含めて委員の意見としては記載のとおり、双方向でのコミュニケーションが大事というところで、もっとパイプを太くするということはもっと色んな形でやっていきなさいという意見をまとめたということです。ここの部分はこれから出てくるところで色々関連して出てきます。

○諮問会議会長（今河敏行） 溝部議長。

○議長（溝部幸基） 全条文について、まずは

議会の方も検討して現状・課題を示して、そのうえで④の部分が今の時点で議運を含めて検討した改善策ということです。そのうちに町民参加を推進するため、広報広聴常任委員会の定期的な開催と議会報告会や懇談会の内容充実に向けた検討も同時に行うと。この改善の部分に先ほど言いました11月4日と7日に、今までと形を変えて小さく車座の形の中で町内会ごとの懇談会を実施している状況があるということです。

もう1点は、今映像配信をインターネットでしているんですけども、きちんとは分からないんですが大体20件ぐらいがアクセスすると画像が見えづらくなるという状況です。音声ははっきり出るんですけども、それを含めて平成26年度か平成27年度にということでは考えているんですけども、光ケーブルの形で計画しています。そうなりますと、今のような画像が見えないということは無くなるということで、議会の方も光ケーブルについて出来るだけ早く対応をするように町の方には働き掛けをしているということでございます。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 分かりました。

以上、第5条は終わります、第6条の議員の活動原則にまいります。

⑤委員の意見は、事業評価は所管調査等の関係とリンクしているのか。事業計画はきちんと将来展望を予測した手法になっているのか。これが委員の意見でございます。

吉田委員。

○**諮問会議委員（吉田善男）** これは11月4日と7日にやりましたよね。あれで6人とかが集まって僕も出させてもらって考え方を話させてもらいましたが、結果的にこういう事業評価は所管調査等の関係とリンクしているのかと言うことは、こういうことが少ないからこれからどんどんやりましょうという意味の文章になるわけですよね。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 溝部議長。

○**議長（溝部幸基）** ⑤は委員の意見です。議員側の意見ではないですから、皆さんの前回やり

ました10月1日にやったときの意見をまとめたのがこの状況です。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 吉田委員。

○**諮問会議委員（吉田善男）** だから、そのことについてどういう意見が出たかを聞いたかったです。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 石堂事務局長。

○**議会事務局長（石堂一志）** 4日と7日にやった懇談会の内容は、この段階ではお話しはしない方が良くと思います。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 溝部議長。

○**議長（溝部幸基）** 先般の4日と7日の町民と議員との懇談会の部分では、私の参加した部分では事務事業評価の関係の質問はなかったと思っています。議会だよりの後ろの方には所管に分けて、この部分ではリンクしているのかは所管に分けて所管の内容の事務事業についてはそれぞれ評価をしています。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 第6条が終わります、第7条の町民参加・町民との協働です。これは私ども委員が色々検討しましたが、⑤委員の意見は特になしという形で結果が出ました。何かこれに付け足すことがありましたらお聞きします。

（「なし」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 第8条に移ります。

第8条の町長等と議会・議員の関係で、⑤委員の意見としましては、1つ目が一般質問の答弁が変わるのは問題で、質問を真正面から受けていないのではないかと。2つ目が町長の答弁は質問者に対するものか、議会なのかいつも悩む。議員間で質問を調整することを考えてはどうなのか。個人で質問を考えるのは限界がある。行政と違うのは目の付けどころが違うことにあるので、着眼点を膨らませる努力が必要ではないかという意見でございます。

佐藤議員。

○**議会運営委員長（佐藤卓也）** この意見は納得できる意見なので、良いと思います。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 平野副議長。

○**副議長（平野隆雄）** 議員の一般質問に対する答弁が2問目、3問目になってくると変わっていくようなことが多々あるんです。こちらは1人で質問をしているものだから、変えられているのがなかなか分からないということで、質問が終わってしまっていることも多々あるんです。委員の意見は良いところを捉えていると思います。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 要田委員。

○**諮問会議委員（要田東）** ある意味はぐらかされているということですよ。質問力を高めなければならない。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 平野副議長。

○**副議長（平野隆雄）** 横にいて色々な資料を出してくれる人がいれば良いんだろうけど。物足りないという町民の方もいるようです。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 今のところの委員の意見を読ませてもらいます。

一般質問の答弁が変わるのは問題で、質問を真正面から受けとめていないのではないかにしてください。

第9条の町長による政策形成過程等の説明にまいます。

委員の意見は特になしという形でございます。追加事項がありましたらお願いします。

（「なし」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** それでは、第10条にまいります。

第10条の予算・決算における政策説明資料の作成です。

委員の意見におきましては、別紙の2は、経費の積算根拠や職員人件費も含めて総額を記載すべきではないかという意見です。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 溝部議長。

○**議長（溝部幸基）** 委員の意見の、別紙の2はというのはタイトルを書いた方が良いのではないかと。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 石堂事務局長。

○**議会事務局長（石堂一志）** これを具体的な名称にします。

○**諮問会議会長（今河敏行）** よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** では、第11条の議決事件の拡大です。委員の意見は特になしということです。

よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 第12条の文書質問です。委員の意見は特になしということでございます。

よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** それでは、第13条の適正な議会費の確立です。委員の意見におきましては、議員定数と議員歳費は決定している。後は、事務局職員の人件費が大半を占めると思うが、標準率でカバーできるのか疑問がある。事務局職員を何人にするかははっきりした方が良いのではないかという意見でございます。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 吉田委員。

○**諮問会議委員（吉田善男）** この問題はこの間の懇談会の中でも話をしたんだけど、職員が大体10年で105人から28人減っているんです。そういう統計を見ると、僕の考えとしては役場は相当努力している感じがするわけです。そういうものを比較すると、実際に正職員3人と臨時職員1人で事務局運営をしているわけです。町長は町長なりの考え方で職員を減らして対応している。職員も大変だと思います。そうでなければ将来の見通しも立たないだろうし、そういうことでやっていると思いますので、ここに書いていることを僕なりの解釈をすると、これは議員さんが出したということだから、そうすると事務局としてはどうなんですか。結果的に今の人数ではとても事務局の仕事は出来ませんとなるわけですか。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 石堂事務局長。

○**議会事務局長（石堂一志）** 問題はこの辺の意見にとどめた方が良いのか。先ほど議長が話したように具体的に示せば一番良いんでしょうけれども、要は現状・課題が議会費全体の標準率の

確立には至っていない。議会費全体というのは議員の数と歳費の問題。そして、事務局職員の経費がほとんどです。ですから、皆さんにはこれまで定数と歳費については色々議論して、歳費は福島方式である程度標準率を出してもらっています。あとは事務局の問題は議論しなくてよろしいですか、何か標準率みたいな部分できちんと示すべきではないでしょうかということまで至っていないということです。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）** これは文章表現として今おっしゃられたような意味にこの4行で理解されるかどうかの問題はあると思います。なかなかそういう風には読めなかったのです。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 溝部議長。

○**議長（溝部幸基）** 1行目の後段から2行目に掛けての部分では、議会の経費となると当然担当している職員の人件費も含めると思います。そうした場合には、全体の議会費に対する人件費のウェイトが大きくなるので、そこで率を云々よりは、はっきり事務局職員の人数を局長、総括主査、主事、臨時職員は別としてもそういう形にしたら良いのではないですかと。これも委員の皆さんの意見を事務局で整理してまとめたものなんです。ただ、人件費に関しては実態の予算・決算含めた計上の処理は町全体で議会、農業委員会、教育委員会も含めて人件費は1つにまとめているんです。ですから、予算で出てくる議会費については職員の人件費が入っていない状況でやっているんです。それは経理上の関係でもう10年近くになるんですが、そういう形で処理をしています。

ただ、議会の関係の統計を含めて全国的にやる場合でも、比較は職員の人件費を入れて対応することは当たり前のことなんです。できれば、私の考えとしてもはっきり人数を議会の方については張り付けをしてとなれば一番良いと思っています。特に、大変財政が厳しくなって職員の数問題、来年度以降の機構再編等の問題も出てきますので、その辺はきちんと出来れば一番良いんでしょうけれども、そこは議論しなければならないと思って

おります。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 要田委員。

○**諮問会議委員（要田東）** そうすると、1行目の部分は現状をきちんと捉えていないということでしょうか。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 前田総括主査。

○**議会グループ総括主査（前田勝広）** 第13条の①条文内容を読んでほしいんですけども、町長と協議して一定の標準率などにより適正な議会活動費の確立をしますということが基本条例の条文にあります。ですから、議会としてはこれをきちんと何かしらの方法で町長と協議して適正な議会費の標準率を決める努力をしなければならぬことがあります。ですから、現状ではまだそこまで至っていない。議員定数と議員歳費の部分は決まっています。ただ、議会活動費というと我々職員の人件費も当然総額に入ってくる。そうしたら我々の人件費も含めた形の一定の標準率をこれからどのような形を出していけば良いのでしょうかというのが前回議論になって、文章的には不足などところもあるんですけども、定数と歳費は決定しているんだけど、あと一番大きいのは職員の人件費だと思う。だから、その部分を考えてときに果たして標準率で理論的にどのような形で示せるのか疑問があると。だから、結果的には単純に福島町議会事務局の職員は3人、2人とした方がはっきりするのではないのでしょうかというのが前回の諮問委員の意見でしたから、それはそのまま受けて、後は議会の方でどうしていくかはこれから更に検討していく形になると思いますので、この場でどれが一番良いかというのはなかなか言えない話だと思います。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 溝部議長。

○**議長（溝部幸基）** 標準率の中で職員の人件費を入れるかも検討しなければならないと思うんです。職員が経験年数が多いとどうしても給与が高くなります。そのことで率自体が変動する。どこかで率を抑えることになると比較対象には向いていないのではないかと。職員の人件費を除いた部分の中で標準率を考えるとすれば、そういう風に

しないと人事異動で報酬が高い人が入った場合と低い人が入った場合とで全然変わってきますから変動が結構大きくなります。そういうことをこの部分で書いているのではないかと思います。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）** つまり何を含めて標準率の計算をするか。含める中身自体についても問題が出てくるわけだから、標準率に何を含めるのか。標準率という考え方自体の整理をこれから先しないと、標準率と言っているようで何かはつきりしないと思うんです。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 溝部議長。

○**議長（溝部幸基）** 職員の部分は町長部局と一緒に人件費としているので、予算・決算で出てくる議会費というのは職員の人件費に入っていないです。ですから、条文で考えている標準率の部分はそういうことの内容だと解釈した方が分かりやすいです。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 前田総括主査。

○**議会グループ総括主査（前田勝広）** 北海道とか全国の調査では毎年7月に議員の報酬、それから私達議会事務局の職員、色んな議会で掛かる物品費を全部足したものと、その年の当初予算との比率は全部の団体が出ているんです。ですから、大体福島町であれば1.8パーセントとか1.9パーセントとか、高いときは2パーセントでいくときもありますけれども、全国で当初予算と比較したものは率としては出ているんです。だから、議会基本条例を作った段階ではおそらくそういう率もあるので、何とかそういう率で一定のカバーが出来るかもしれないという形で条例を作っていた部分もありますので、今神原先生の方からもありましたけれども、これから意見をもらった後で果たして標準率でどこまでを含めて何を含めない方が良いのか。若しくは最終的にはこういう標準率は無理という結論に至るかもしれません。ですから、この部分についてはまた後ほど協議しますが、議長の方としては平成24年度の諮問会議の諮問事項にこの部分を議題として上げて、諮問会議の皆さんに更に内容を精査していただく

予定になっておりますので、この第13条の関係では今の時点ではこのような委員の意見をいただければ、議会としては良いのかなと思っています。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 平野副議長。

○**副議長（平野隆雄）** うちの事務局は監査委員事務局もやっていますので、やっていない町村議会もあると思うので、その辺は違う部分があると思います。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 溝部議長。

○**議長（溝部幸基）** 今の部分も含めて総括の方から言ったように、平成24年度の段階で検討したいということです。私自身の考え方は先ほど言ったように、局長を含めた職員の人事で変動する可能性が非常に大きいわけですから、そこは別にした形の中での標準率で位置づけしていく。他所はどうか分からないですけれども、福島町としての標準率というものを対応するとすれば、そういう形の検討をした方が良いのかなと今の時点では思っています。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 分かりました。

今年度は委員の意見をそのまま改めて来年度の標準率をきちんと決めた形で検討事項として持っていきたいと思えます。

第14条の議員定数・歳費です。これは私どもが標準率をきちんと作りましたので、よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 暫時休憩いたします。

（休憩 15時52分）

（再開 16時02分）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

第15条の議員研修の充実強化です。委員の意見は特になしでございます。

よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 第16条の政務調査費です。委員の意見としましては、全体の政務調査費予算の中で相互に使用できるようにルール変更を検討してはどうか。成果を積極的にPRすることが最も大事であるという意見でございます。

よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 第17条の議会議白書、議会・議員の評価です。意見は特になしでございます。線が引いてあるのは削除でございます。

よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 第18条の議長・副議長志願者の所信表明です。意見としては特になしです。

よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 第19条の議会広報の充実です。委員の意見は、携帯電話を活用したメールマガジンを実現してほしいという意見でございます。

佐藤議員。

○**議会運営委員長（佐藤卓也）** 議会広報の流れとしては携帯電話を使うとか、そういったものは良いと思います。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 平野副議長。

○**副議長（平野隆雄）** 変更のサイクルが速いもので、これはずっとこの状態でいいのか、光回線が来たらどうなるのか。それは今ここでというのはどうなのかなと思います。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 石堂事務局長。

○**議会事務局長（石堂一志）** これは要望と整理させていただきます。このメールマガジンは受ける方が利用料金を取られるんです。パソコン同士はメールのやり取りをしても一定の毎月の経費の中で大丈夫なんです。メールマガジンについてはほとんどの携帯会社が携帯とパソコンのメールは利用料が発生することがあります。これは携

帯電話だけということですが、私どもは携帯電話だけではなくスマートフォンだとか出ていますので、その辺も十分理解したうえで情報提供していきたいという考えは持っています。一応要望として捉えさせていただきたいと思います。

○**諮問会議会長（今河敏行）** よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 第20条の附属機関の設置です。意見は特にございません。

よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 第21条の議会事務局の体制整備です。意見は特になしです。

先ほど第13条のところで適正な議会費ということでやりましたので、よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 第22条の議会図書室の充実、公開です。意見は特になしでございます。

よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 第7章の会議の運営にまいります。

第23条の自由討議による合意形成です。意見は特になしでございます。

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）** これは特になしと書いてありますけれども、第2条とも関連する。第2条、第6条、第23条を相互の関連も検討するとしておいた方が良いのではないですか。すぐ中身が関連するから。それは、第2条と第6条のところにも相互の関連を重視しながら考えるべきだと入れたら良いと思います。

○**諮問会議会長（今河敏行）** よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** そのようにしたいと思います。

続きまして、第24条の委員会の活動です。意見は特になしでございます。

石堂事務局長。

○**議会事務局長（石堂一志）** ここも合意形成ですから、これも第23条と同じ全部の関連ですね。

○**諮問会議会長（今河敏行）** よろしいですか。
（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 第25条の開かれた活動的な議会の推進です。

これも同じでよろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 13ページの条例の位置付けと見直し手続きです。

第26条の最高規範性です。意見としましては、まちづくり基本条例との関係で「最高規範」の表現に矛盾はないのか。両基本条例の見直し・改正に当たっては注意しておく必要があるのではないかという意見でございます。

神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）** 書いていることはこれで良いと思うんですけれども、これに関連して言えば、自治基本条例と議会基本条例を同時に持つ自治体が増えてきているわけです。増えてくるにつれて2つの関係が両方とも最高規範と書いてあって、最高規範が沢山あっていいのかという議論が起こっているんです。それで、基本的に議会基本条例は自治基本条例の関連の条例。自治基本条例が最高規範で、その関連条例として議会基本条例があるし、その他の条例もあるわけで、そういう位置づけになるのではないかと。だから、その条例の名称だとか最高規範という表現は両方とも同じ意味で最高規範となると、最高規範が2つもあるのはおかしいということになる。自治基本条例が最高規範であることは良いんだけど、議会基本条例の方をどう位置づけるかとなったときは、そこは考え方を整理しておく必要があるのではないかと思います。場合によっては基本条例とか最高規範という言葉で議会基本条例から取ることもあるかもしれないし、それを取ったからと言って別に不都合が生じることもないと思う。今までの形態からいってそれでやっているんだから、あえてそれを取る必要もないのではないかと。そ

れはそれでも良いのではないかと。どうしてもこうしなければいけないという性質のものではないのではないかと思うという、言わば曖昧な返事を私自身もしているんです。この前もここで議論をしたように、要するに議会基本条例も最高規範なんだけれども、議会の運営に関する最高規範ということで、言わば議会という一つの限定した領域の中での最高規範となっているわけだから、それはそれで良いのではないかとという考え方。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 石堂事務局長。

○**議会事務局長（石堂一志）** 今、神原先生に解説していただきましたけれども、資料で出しています第26条の①条文内容はあくまでも抜粋しております、記載していないところを読み上げますと、第26条は議会の最高規範。ここで言えば神原先生が説明されていたように、議会の運営に関するという部分は省略した形になっているんです。私どもの受け止め方です。ですから、前段この条例は議会の最高規範であって、この条例に違反する条例規則規定等を制定してはならないという記述です。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 溝部議長。

○**議長（溝部幸基）** うちのように議会の最高規範という書き方の方が多いんですか。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）** それは私にも責任があるんです。つまり、私は関連条例と位置づけているものだから、自治基本条例に根拠を持って関連条例は制定されると考えているから、自治基本条例の中に議会に関する条項があれば、それが最高規範となる。だから、そういう意味で言えば、やはり自治基本条例の方が最高規範になるから、例えばこの議会基本条例は最高規範である自治基本条例に基づいて制定される議会に関するという形にしておくのが一番良いのではないかと思います。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 石堂事務局長。

○**議会事務局長（石堂一志）** この辺も来年の検討課題ということでよろしいですか。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）** ただ、あちこちで聞かれるから私をごまかして、今それを変えたからといって特段どうこうということもないだろうと。議会基本条例の方が先に作っているような場合は、まだその段階ではまちづくり基本条例とか自治基本条例がない段階で議会基本条例だけがあるときは、それはその自治体の自治基本条例だと思っているから、いわゆる総合的な自治基本条例が出来る前に議会がそういう意味で作っているものは最高規範で良いのではないか。後から出来たときに議会基本条例の方をすぐ直さなければならぬのかと言うと、そう慌ててやることもないという曖昧なことを言っているんです。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 前田総括主査。

○**議会グループ総括主査（前田勝広）** 今の神原先生の話は前回のときも出まして、うちの方のまちづくり基本条例の第31条がいわゆる議会基本条例で言うところの最高規範性にあたるところなんですけれども、そこの部分のタイトルがこの条例の位置づけというタイトルなんです。解説の中では、町が定める他の条例の上位の条例という位置づけです。議会基本条例を作った段階では、当然議会もまちづくり基本条例の下に位置する条例ということで意識して作っているんです。ただ、項目としては最高規範性ということで出ていますので、そこで町とその辺の整合性がないということもあります。

それから、第31条第2項では、町は他の条例規則等の制定改廃にあたっては、この条例の趣旨を最大限に尊重しますということで、基本的にはまちづくり基本条例の趣旨を踏まえて条例を制定改廃となってきますので、今こういう形で意見をもらえれば、これから議会の方でまちづくり基本条例には最高規範性という言葉は出てきませんので、それとの整合性でこの辺の議会基本条例の見直しをするべきか、このままが良いのかという議論をこれから深まっていくと思いますので、現段階ではこういう意見をもらえれば議会の方とも検討が進むと思います。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 吉田委員。

○**諮問会議委員（吉田善男）** 福島町としては、最高規範がまちづくり基本条例という趣旨で出来上がっているんです。だから、この条例は福島町議会の最高規範であつてと銘打ったら、一発で済む気がしているわけです。福島町議会の最高規範条例ですという文章にしまえば良い。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 溝部議長。

○**議長（溝部幸基）** 本文は、議会の最高規範と書いているんです。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 石堂事務局長。

○**議会事務局長（石堂一志）** その辺も委員さんの意見をこういう形で貰いましたので、1回これを議会に受けさせてください。それで、議会の方で検討させていただいて、もしかすると来年の諮問会議で変えるかもしれません。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）** もう1つそのことについて言っておけば、やはり色々な条例とかを最高規範にするか、どの言葉を使うかは別にしても、つまり上下関係だけで上か下かよりも、むしろ上下説で考えないで、私の言葉で言えば調整説なんだけれども、矛盾する状態で色々なものが存在していたのでは困るし、自治体を運営する、議会を運営するというのは、運営するにあたって色々なルールが沢山あるわけだから、それが矛盾しない形できちんと調整されていなければならない。だから、調整をするのに基本になるものが基本条例だと考えるから、上下の関係ではなくて、全体を矛盾なくまとまりのあるものにするための調整の軸になるものが基本条例であり、最高規範だと考えているんです。条例というと必ず法律学者の中で、条例間に上下があつてはいけないというのが今の行政法の基本的な理解だという話になってしまうわけです。だから、最高規範と書いてある自治基本条例であっても、それを最高規範と書くのはおかしいと行政法学のかなりの部分の人達がそういう意見を持っているわけです。議会基本条例と矛盾するという問題ではなくて、例えば個人情報保護条例と自治基本条例で、これは全く条例としては対等なので自治基本条例が上だという

のは理論的におかしいと言うのが行政法学者です。私どもはそれに対してそんな馬鹿なことはないと。上下関係で捉えるからそうなるのであって、自治体の1つのシステムとしてきちんと体系だったものにするためには、AとBが矛盾し合うものであってはいけないわけだから、ただ並列に横に並んでいるだけではなくて、立体的な構造にするためには基本になるものが必要でそれが自治基本条例、議会に関しては議会基本条例でしょうという説明をしてきているわけです。だから、上下だけでやると行政法学者の術中にはまって、何も解決しないで問題が複雑になっていくだけだから、いかに調整という概念で矛盾なく1つの体系を作り上げていくかの基本になるものが基本条例で、それを最高規範と呼んでいるということを頭に入れておいていただきたいです。

○**諮問会議会長（今河敏行）** この項は議会に検討として持ち込みたいと思います。

第27条の議会・議員の責務です。委員の意見としては特にございません。

よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** それでは、第28条の見直し手続きです。意見は特にございません。

よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 第29条の条例のつくりです。意見は特にございません。

よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 第29条までの検討は終了させていただきます。

それでは、次に15ページの取り組み状況のまとめの整理をお願いします。

最初に①分かりやすく町民が参加する議会です。内容を読み上げます。

住民と議会がお互いに向き合って、双方向性を確立するというのが最大の課題ではないのか。議会からきちんと報告する、住民からは参加をす

るということを具体的な仕組みにして動かしていくことが大事ではないのか。

今読み上げたところは私ども諮問委員のまとめた内容です。これについて付け足しがございましたら、受けたいと思います。

（「なし」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** ないようですので、②しっかりと討議する議会です。

議員同士がお互いに討議をする方法をきちんと確立をして実行するという事に尽きるのではないかと。毎日顔を合わせて、お互いの討議がきちんと出来ないと言うことはやっぱりおかしいのではないかと。何故、できないかと言うと何かをまとめるということをしなからではないのか。何かをヒントに一行でも良いから議論の結果を必ず整理して文書としてまとめるという習慣を持たば、おのずから討議が成立するのではないかと。

諮問委員のまとめとしての意見です。

平野副議長。

○**副議長（平野隆雄）** 冒頭議長のあいさつの中でもありましたけれども、質疑、意見交換、論点・争点、そして取りまとめということ最近委員会を含めてやっています。この文章を見ていましたけれども、要するに習慣にすることによって、さほど難しくなく進んでいっています。あとは若干その議員によっては私も含めてまだ慣れていない部分があるので、方向性としてはその方向に間違いなく進んでいっています。だから、もう少し時間が掛かるだろうけれども、各議員がそういう方向で進んでいくのではないかと思われます。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 佐藤議員。

○**議会運営委員長（佐藤卓也）** 平野副議長が言ったように、今は新しいシステムでスムーズに動いています。ただ、実際討議する場合は横同士で顔が見えない形で意見をぶつけ合うので、そこが個人的にやりにくい。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）** 成立させる物理的な環境を作るというのが円卓化にするかどうかということなんです。だから、議会討議の円卓化は

そのことを言っているわけですがけれども、まるかったらそういう問題は起こらないわけです。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 平野副議長。

○**副議長（平野隆雄）** 委員会室は割に四角くてもそういう形にはなる。ただ、議場の場合はまだなかなかそうはいかない。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 溝部議長。

○**議長（溝部幸基）** 議場は2列になりますから、後ろから言われるような感じです。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 神原委員。

○**諮問会議委員（神原勝）** 本当は議場を造り替えられると良いんだけど、どこも同じ格好になっている。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 石堂事務局長。

○**議会事務局長（石堂一志）** 形もそうですが、内容は間違いなく必要という委員さんの感想ということです。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 要田委員。

○**諮問会議委員（要田東）** 2番目の文章で、「やっぱりおかしいのではないか」はちょっと言い過ぎかなと思います。「理解し難い」ぐらいにしてはどうかかなと思います。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 吉田委員。

○**諮問会議委員（吉田善男）** これは良い言葉だなと思うのは、2番目の「委員同士がお互いに討議をする方法をきちんと確立して実行することに尽きるのではないかと。傍聴をしていつもそう思うんです。それがきちんと討議されていれば、もう少し議会はまとまっていると思うんです。全部バラバラなような気がしてしょうがない。

○**諮問会議会長（今河敏行）** 石堂事務局長。

○**議会事務局長（石堂一志）** こういう文章で間違いがないということでよろしいですね。

○**諮問会議会長（今河敏行）** それでは、③町民が実感できる政策を提言する議会です。

町の自治体の政策が総合計画を軸にきちんと実効性のある政策システムになっているかどうかということに尽きるのではないかと。確立していれば議会もそこを主戦場にした政策活動ができます。

計画に載っている良いものは実行する、だめなものには修正をする、いらぬものは止める、無いものは新しく付け加えるということで具体的な議論になります。これは議会だけの努力ではできないので、町として計画手法をきちんと確立して、それを軸にした運営をする体制が町にあるかどうかです。これがなければ議会から積極的にそのような体制づくりを提案していくということが必要ではないのかという意見でございます。

要田委員。

○**諮問会議委員（要田東）** 「無いもの」を「必要なもの」に変えた方が良いでしょう。

○**諮問会議会長（今河敏行）** ありがとうございます。

それでは、次に（2）答申案について事務局から説明お願いいたします。

（事務局より説明あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 以上、事務局の方から内容の説明が終わりました。

本日の会議でまとめた内容を整理しまして、答申案第3号として11月17日に溝部議長の方に提出を予定しております。

よろしいですか。

（「よい」という声あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** それでは、3のその他について事務局から説明お願いいたします。

（事務局より説明あり）

○**諮問会議会長（今河敏行）** 以上で、協議は全て終了いたしました。

溝部議長。

○**議長（溝部幸基）** 今日で任期の最後の諮問会議ということで、大変ご苦労様ございました。

特に、この任期の中で私自身も議員を辞めて、平野副議長に託すという状況もございまして、その部分については色々と皆さんにもご心配やら、ご迷惑を掛けたのではないかと改めましてお詫びを申し上げたいと思っております。

今日、指摘された部分を含めて、前段のあいさつでも申し上げましたように、積極的に指摘された部分、あるいは気が付いた部分についてはどん

どん改革をしながら前に進めていきたいと思っています。

先ほどお話をするのを忘れたんですが、指摘事項の部分で町民が実感できる政策を提言する議会の部分では、確か前回もお話をしたと思うんですが、多分総合計画条例に向けてのお話の指摘だと思っておりまして、そこもしっかりと私も受け止めて、実現に向けての検討を議会として始めたいと思っております。

町全体の流れも含めて、政策形成の最初の段階から、あるいは予算編成、そして決算に至る一連の過程について、議会はその立場、色んな状況に応じてきちんと関わっていくことを基本にしながら改革に努めてきていると思います。まだまだその部分も未完成な部分もあります。当然、行政の方にも指摘してもなかなか変わっていかないという部分も含めて、総合計画条例の検討をしていく材料にしながら前向きに進めていきたいと思いません。

前田総括の方から、来年の公募の部分での対応も含めてお話がありましたけれども、出来れば是非もう一度公募されますことをお願いをして、あいさつとさせていただきます。

どうも本当にありがとうございました。

○**諮問会議会長（今河敏行）** これまで本日の協議は全て終了いたしました。

私ども諮問委員の任期は来年の3月31日まででございます。答申案は11月17日に溝部議長の方へお渡しして、私どもの仕事は終了するわけでございます。

神原先生が熱心に丁寧に優しく教えていただく地方自治のあり方というものが、素人の私ども4人におきましては本当に勉強になりました。私ども諮問委員が微力ながら福島町を良くするために頑張っていることを先生に遠くから見ていただくことでお返ししたいと思っております。

議会事務局の皆さん、議会議員の皆様本当にありがとうございました。

(閉会 16時45分)